

障がい福祉サービスおよび高齢者在宅サービスの オンライン申請化に向けた取組について

障がい者施策部障がい支援課
高齢者施策部地域包括ケア推進課

1. 概要

区役所の福祉業務担当窓口における、障がい福祉サービスおよび高齢者在宅サービスの利用にかかる申請について、行政オンラインシステムを利用したオンライン受付を開始する。

2. 目的（趣旨）

「Re-Design おおさか ～大阪市 DX 戦略アクションプラン～」において、令和7年度末までにオンライン化が可能な 2,000 手続きを確実にオンライン化することとされている。

次の3.（1）障がい福祉サービス、ア～コの手続きおよび（2）高齢者在宅サービス、ア～オの手続きが、障がい福祉サービスおよび高齢者在宅サービスのオンライン申請化の対象に位置づけられており、オンライン化を進めることによって窓口業務の負担軽減も望めるため、ペーパーレス化や市民の利便性向上といった点も踏まえて、行政オンラインシステムを利用したオンライン受付を導入することとした。

3. 対象手続き

（1）障がい福祉サービス

- ア 障がい者の介護給付費、訓練等給付費の支給申請 ※変更・更新申請含む
- イ 障がい児通所・入所給付費の支給申請 (以下同じ)
- ウ 自立支援医療費（更生医療）の認定申請
- エ 障がい者（児）の補装具の給付申請
- オ 障がい者（児）に対する日常生活用具等給付申請
- カ 視覚障がい者（児）に対する点字図書の給付申請
- キ 障がい者（児）に対する住宅改修費の給付申請
- ク 移動支援費の支給申請
- ケ 日中一時支援事業の利用申請
- コ 重度障がい者等入院時コミュニケーションサポート事業対象認定申請

(2) 高齢者在宅サービス

- ア 在日外国人高齢者給付金支給等申請
- イ 障がい者控除対象者認定申請
- ウ 大阪市介護用品支給事業利用等申請（変更・更新申請含む）
- エ 大阪市緊急通報システム事業利用等申請（変更（廃止は除く）申請含む）
- オ 大阪市在宅高齢者日常生活用具給付事業利用等申請

上記の手続きについて、申請書の提出を行政オンラインシステムでも可能とする。なお申請書受付後の業務フローに変更はないが、行政オンラインシステムで提出された申請書を取り込む作業が必要になる。

障がい福祉サービスにおいては、今後、業務フローにおいて事業者から提出を求める契約内容報告書などの書類についても、オンラインでの提出を検討していく。

4. 区の事務処理の変更点

別紙参照

5. 開始時期、今後の説明会スケジュール等

- | | |
|-----------|---------------------------|
| 令和7年11月4日 | 福祉業務主管課長会での説明 |
| 令和8年1月中 | 障がい事務にかかる区担当者説明会 |
| 令和8年1月下旬 | 事務連絡・手引き・想定QAの発出 |
| 令和8年2月～ | オンライン申請受付の導入（順次） |
| 令和8年3月下旬 | 導入後に多かった問い合わせをQAとして集約して発出 |

6. その他

障がい福祉サービスの支給決定事務等にかかる区担当者との意見交換会について